

高齢者対策広報用動画・ポスターコンテスト募集要項

「迷ってる？その場で声かけ 1 1 0 番」

～ あなたの通報が 大切な命を 守ります ～

1 趣旨

急速に高齢化が進む本県において、警察が取り扱う高齢者の中でも特に認知症高齢者の一人歩きによる行方不明が増加しています。

認知症などで道に迷っている高齢者を発見した場合は、その場で高齢者に声を掛け、状況を確認していただくことで、高齢者が交通事故や事件に巻き込まれることを防ぐことができ、大切な命を守ることにつながります。

そこで、秋田県警察では、「道に迷うなど、認知症の疑いのある高齢者を見掛けたら、『その場で声かけ 1 1 0 番』」の高齢者対策広報用動画及びポスターを募集し、県民への広報啓発に努め、もって認知症高齢者の早期発見・保護を推進するものです。

2 主催・後援

(1) 主催

秋田県警察（生活安全部人身安全対策課）

(2) 後援

秋田県、公益社団法人秋田県防犯協会連合会、一般社団法人秋田県交通安全協会

3 募集期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）から 8 月 29 日（金）までの間

4 募集対象

県内に在住又は県内の学校、企業等に属する個人・グループ

5 表彰

(1) 最優秀賞作品（各部門 1 点ずつ）

感謝状と副賞（商品券 10,000 円）

(2) 優秀賞作品（各部門数点）※応募点数により決定

感謝状と副賞（商品券 5,000 円）

6 応募作品の取扱い

(1) 最優秀賞動画はユーチューブでの配信、デジタルサイネージや各種講習会での上映等に活用します。また、県民への周知啓発のため複製や編集等を行った上で上映、配布等を行うことがあります。

(2) 最優秀賞ポスターは、県内の公共・商業施設等に掲示するほか、各種イベントや会合等で配布するなど広報活動に活用します。また、チラシなど、他の媒体により県民への周知啓発のため活用されることがあります。

(3) 入賞ポスターは、秋田県警察ホームページに掲載します。

(4) 応募作品に関わる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定される権利を含む。）及びその他知的財産権は、入賞をもって主催者に全て譲渡されることとします。

(5) 入賞作品のデザイン及び色彩は、加工の際に主催者において一部を修正、補正する場合があるほか、場合によっては、応募者に修正をお願いすることがあります。

(6) 応募作品（記録媒体 U S B を含む動画、ポスター）は返却しません。

(7) 動画部門、ポスター部門とも複数の応募が可能です。

7 応募方法等

(1) 応募用紙（本紙末尾）に名前や連絡先などすべての項目を記入し、作品とともに最寄りの警察署（生活安全課）に提出してください。ポスター作品は、応募用紙を裏面左下隅にのりやテープなどで貼り付けてください。

なお、パソコンで作成された作品が採用された場合、データの提出を求めることがあります。

(2) 動画作品（形式MP 4 又はWMVに限る。）は、U S Bメモリに記録して提出してください。記録に必要なU S Bメモリは応募者で用意してください。

(3) 動画・ポスターとも写真を使用する場合は、肖像の利用についてあらかじめ被写体（未成年者の場合はその保護者）から了承を得てください。イラストの場合は著作権に配慮してください。

(4) オリジナル作品（未発表又は発表予定のない自作品）としてください。

8 応募作品の条件等

(1) 動画

ア 動画（形式MP 4 又はWMV）の時間は、15秒から30秒までとしてください。

15秒未満又は30秒を超えるものは審査対象外となります。

イ 表現方法の種別（実写、アニメ、C G、スライド等）は問いません。

ウ 作品に「その場で声かけ110番」の音声又は文字（テロップ）を入れてください。その他の文字挿入も可です。

エ B G Mを使用する場合は、オリジナルの楽曲又は著作権フリーの音楽としてください。著作権上問題のある楽曲が使用されている場合は審査対象外とします。

オ 出演者には必ず承諾を得るとともに出演者以外の第三者の映り込みがある場合には、その方の承諾を得てください。

カ 日本語以外の言語を使用する場合は、日本語訳の字幕を入れてください。

キ 動画編集ソフト、アプリ等による動画の加工及び編集は自由です。

(2) ポスター

ア 絵画、イラスト、C G、写真、版画などで構成された「平面作品」とします。

色の指定はありません。趣旨に添った内容のポスターを募集します。

イ 作品に「その場で声かけ110番」を入れてください。その他の文字挿入も可です。

ウ 作品に応募者の学校名、企業名、個人名等は記載しないでください。

エ 用紙は、「A 3サイズ」、縦長または横長とします。

オ A 3サイズ下部は空欄(白)としてください。（下記イメージ図を参照）

入賞作品のポスター下部には、「ポスター作成者の学校名・氏名(ペンネーム可)」等を印刷します。

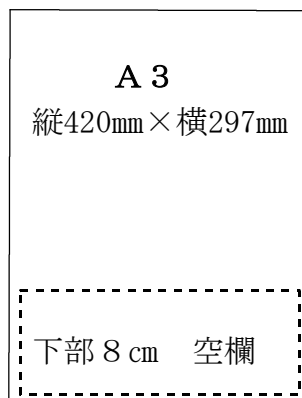
カ 作品は折り曲げず、梱包するなど移動に耐え得る措置をしてください。

(3) その他

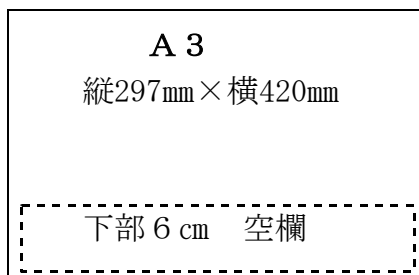
認知症の人やその御家族等への配慮から、「高齢者大綱」（令和6年9月13日閣議決定）においても、これまで使用していた「徘徊」から「一人歩き」に表現が修正され

ています。作品で使用する文言、表現については、「認知症の人々が尊厳を保ちながら地域で安心して暮らせる社会を目指す」という認知症基本法の理念に沿った表現に配慮してください。

〈イメージ図（縦）〉



〈イメージ図（横）〉



* 点線の中の記載内容は
変更される場合があります

〈 下部点線内 イメージ図(縦・横) 〉

～ あなたの通報が 大切な命を 守ります ～

- 認知症高齢者の行方不明が増えています
- 夕暮れ・夜間に迷って歩き回ると交通事故や川・用水路等への転落の危険があります

ポスターデザイン: ●●●学校 ●●●●●(氏名又はペンネーム)

主催:秋田県警察

後援:秋田県・(公社) 秋田県防犯協会連合会・(一社) 秋田県交通安全協会

9 審査等

秋田県警察、秋田県、公益社団法人秋田県防犯協会連合会、一般社団法人秋田県交通安全協会等が審査を行い、動画・ポスター部門ごとに最優秀賞作品1点、優秀賞作品数点を決定します。

入賞作品決定後、受賞者に電話で通知します。

10 作品内容の制限

作品内容が以下に該当すると主催者が判断した場合には、通知等を行わず選考対象外とし、作品に係る一切の責任は負いません。

- (1) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (2) 第三者の著作権、肖像権その他権利を侵害し、又は侵害するおそれのあるもの
- (3) 第三者を誹謗中傷するもの、犯罪行為に結びつくもの、又はそのおそれがあるもの
- (4) 法令等に違反し犯罪行為に結びつくもの、又はそのおそれがあるもの
- (5) 立入禁止、撮影禁止場所等で撮影したもの
- (6) 応募者以外が作成（個人、企業、団体等になりすまし）したもの

- (7) 営利を目的とした情報提供、広告宣伝又は勧誘行為に当たるもの
- (8) 本イベントの趣旨等に合わないと思主催者が判断したもの
- (9) 殊更、応募者の学校、企業、団体等を誇示するもの
- (10) 本イベントの適正な運営を妨げるもの、又はそのおそれのあるもの
- (11) 作品データが判読不能なもの
- (12) その他主催者が不適切と判断するもの

11 個人情報等について

- (1) 応募者の個人情報については、作品の審査等に使用します。
- (2) 入賞者の発表、作品の掲示等による個人情報の取扱いは、応募用紙に記入した範囲で開示することとしますので、御了承の上、御応募ください。
- (3) 応募作品の著作物は、応募者本人が著作権を有し、事前に使用許諾を得たものであることとします。
- (4) 応募作品の著作権等について第三者から異議申立てや苦情等が生じた場合には、主催者は一切の責任を負わず、費用負担などを含め応募者が全て対処することとします。

12 留意事項

- (1) 入賞作品は広く公開されるため、個人の氏名、居住地を特定されないことがないように十分確認してください。
- (2) 作品応募に係る一切の費用は、応募者の負担となります。

【お問い合わせ先】 秋田県警察本部生活安全部人身安全対策課
行方不明・保護・高齢者対策係
018-863-1111 (内) 3062

..... き り と り

- 応募用紙(ポスターの場合は裏面に貼り付けてください)

個人名又はグループ名 (学校名・学年、企業名)	学年 年	
応募者 (代表者)	〒 住 所	
	ふりがな 氏 名	
	連絡先電話番号	
グループメンバー (学校名・氏名)		
応募に当たってのチェック	☐ 応募に当たっての要項（留意事項）を確認しました。	